

(2020.7.31 制定・施行)

(2020.8.19 一部改訂)

広島大学体育会剣道部活動ガイドライン

はじめに

一般財団法人全日本剣道連盟は6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除するとともに「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を制定した。これに基づいて、広島大学体育会剣道部の活動実施に向けた独自のガイドラインを作成する。また今後、広島県、広島市における感染状況や全日本剣道連盟、広島県剣道連盟の通達があれば、逐次見直す。

ガイドライン

1. 部活動再開について

- ・7月初旬に活動計画書を学生支援室に提出し7月31日に申請が認められた。したがって8月3日より剣道部においても本ガイドラインに沿って活動を再開する。
- ・部活動再開後も広島大学や体育会の通達があればこれに従う。
- ・状況を鑑みて幹部で会議を開き、随時ガイドラインの緩和、解除、追加を行う。会議内容を監督・部長と相談決定し、部員・剣道部関係者に報告する。

2. 稽古計画の策定

- ・感染拡大防止の観点や3カ月以上の自粛生活があり、学生の体力が落ちていることも考慮し、稽古の再開は慎重に行なう。
 - ・再開当初はトレーニングや素振りに重点を置き、徐々に従前の稽古内容に復元する。
 - ・文部科学省の「学校の新しい生活様式」についても考慮する。
- (稽古計画の詳細については別紙参照)

3. 稽古に参加するにあたって

- ・部員全員に以下のことを義務付ける。

― 体調管理シートの記入

※各個人のスマートフォンを用いた体調チェックサービスを利用(登録予定)

― 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の使用

― 体育館入館時の手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌

― 剣道具、竹刀の除菌

― 体育館(床、太鼓、部室)の清掃、除菌

- 換気の徹底
- 道着・袴は稽古の都度持ち帰る
- 剣道具の貸し借りは行わない
- 自宅と稽古場所の往復の際はマスクの着用に努める
- ・当面の間、出稽古・学校関係者以外の稽古参加禁止とする。
- ・以下の条件に該当する場合は稽古参加禁止とする。
 - 体調がよくない場合（発熱、咳、咽頭痛などの症状がある）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
 - 過去 1 週間以内に他都道府県、他国への渡航または、当該在住者との濃厚接触がある場合
 - 厚生労働省公式「新型コロナウイルス接触確認アプリ」で、過去 14 日以内に陽性者との接触が確認された者
 - 学校関係者以外

4. 面マスク・フェイスシールド

- ・各自、面マスクを用意する。
- ・面をつけての稽古で号令をかける者はフェイスシールドを着用する。
(参照：6月24日付け全日本剣道連盟「感染拡大予防ガイドラインのマスクについて（新たな調査結果を受けて）」)

5. コロナウイルス感染者が出た場合

- ・過去稽古に参加した者や体育館施設内で感染者が出た場合、即刻稽古は中止とする。
- ・速やかに大学関係者、施設関係者に報告し、大学の指示に従う。

6. 更衣室の利用

- ・着替えは他の部活生との接触を避けるため、西体育館1階の更衣室は使用せず、2階剣道場及び部室を使用する。

7. その他

- ・アルコール、除菌スプレーについては部費で購入し、稽古開始前後に必ず使用する。

以上